

第 2 3 号議案

加東市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

加東市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市職員定数条例の一部を改正する条例

加東市職員定数条例（平成 1 8 年加東市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号イ中「1 8 3 人」を「2 1 0 人」に改め、同条中「5 8 9 人」を「6 1 6 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

第23号議案 要旨

加東市職員定数条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

病院事業の職員については、平成29年4月1日に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を除く規定を適用するに当たり、183人（うち兼務6人）としたが、事業内容の見直し、拡張等により増員の必要が生じたため、定数を改めるものである。

2 改正内容

病院事業の職員の定数を210人（うち兼務6人）に改めること。

3 施行期日 平成31年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 公営企業の事務部局の職員</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院事業の職員 <u>183人</u> (うち兼務6人)</p> <p>合計 <u>589人</u> (うち兼務36人)</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 公営企業の事務部局の職員</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院事業の職員 <u>210人</u> (うち兼務6人)</p> <p>合計 <u>616人</u> (うち兼務36人)</p>